

入札監理小委員会
第387回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第387回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年10月21日（水）17:26～19:26

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 労働保険加入促進業務（厚生労働省）
- 日雇労働者等技能講習事業（厚生労働省）

2. 事業評価（案）の審議

- 刑事施設の運營業務（法務省）

3. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員

（厚生労働省）

労働基準局 労働保険徴収課 山本課長、杉課長補佐、白石課長補佐、木村中央労働保険適用指導官、宮本労働保険事務組合指導官、東係長

職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課 就労支援室 内田室長、塩田室長補佐、日原係長

派遣・有期労働対策部 若年者雇用対策室 秋山室長補佐、石川係長、

（法務省）

矯正局 成人矯正課 柿添企画官、松本専門官、川本係長

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第387回入札監理小委員会を開催します。

本日は、

①厚生労働省の「労働保険加入促進業務」の実施要項（案）

②厚生労働省の「日雇労働者等技能講習事業」の実施要項（案）

③法務省の「刑事施設の運営業務」の事業評価（案）

についての審議を行います。

最初に、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課山本課長より、事業の実施要項（案）についてご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○山本課長 それでは、ただいま紹介いただきました山本でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料を見ながら、説明を聞いていただければと思います。

私のほうで使いますのは、資料のA-1と、一番後ろのほうに入っておりますけれども、参考資料、委員限りと書いてあります「改正ポイント及び変更点」というのが1枚ペラで入っていると思います。この2つを主に使いながら、あとは詳しいものにつきましては、実施要項等ございますので、ご覧いただければと思います。

では、説明に入らせていただきます。

労働保険加入促進業務に係ります28年度以降の実施要項についてでございますけれども、詳細については、後ほど担当のほうから説明をさせていただきますけれども、お手元の今申し上げました資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料のA-1の1にございますとおり、内閣府のほうから入札に参加しなかった事業者ヒアリング等を行った結果、利益が見込めないこと、あるいは組織、人員体制の構築が困難である、こういった意見が出されているということから、競争性の改善に向けて見直しを行ってくれと、必要であると、こういう評価をいただいたところでございます。

厚生労働省といたしましては、こうした点につきまして検討を鋭意行わせていただきました。その結果、資料A-1の「2. 業務に係る要件の撤廃・緩和」については、もう一つの資料、参考資料のほうを見ていただきますと、参考資料の裏のほうになりますけれども、2というのがございまして、「受託事業者の創意工夫を引出す取組み」ということで、こここの場で要件の撤廃・緩和というものを盛り込んでおります。詳細につきましては、後ほど別の者が説明をさせていただきます。

それから、もう一つ、資料のA-1に戻っていただきまして、そこの記の3で「インセンティブ・ディスインセンティブの設定」というものについての御指摘をいただいております。これにつきましては、今ほど説明しました参考資料の「1. 業務の充実・強化」というところで、目標の設定とかインセンティブ・ディスインセンティブを掲げた目標設定といったものを行ったところでございます。

ただいま申し上げましたように、資料のA-1の記の2及び記の3につきましては、そ

ういった形での見直しを行い、要項等にも盛り込んでいるというところでございます。

もう一つ、資料A-1の4に「入札単位」についてということでございますけれども、この点につきまして、分割発注につきまして検討をいろいろと加えてまいりました。しかしながら、分割発注を行った場合には、これまでの実績をしっかりと残していただくという前提に立ちますと、当方で試算いたしますと、どうしても間接経費を大幅に増額をせざるを得ない、こういった状況が出てまいりました。本業務の根幹であります調査説明費や成功報酬費、これを十分確保するためには、どうしても分割発注につきましてはなかなか厳しいということで、今回、見送りとさせていただきたいということで御理解のほどをお願いしたいということでございます。

参考資料の委員限りのほうで言いますと、2ページ目の「実施経費の抑制」、3の(2)のところに詳細については書いてございます。

私のほうからは以上でございます。

○白石課長補佐 それでは、私のほうから、同じく資料のA-1と参考資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料のA-1の実施要項(案)の審議に当たりましての議論のポイントをご覧くださいと思います。

6月3日の小委員会におきまして、種々御議論をいただいた結果、競争性の改善に向け、業務の内容や発注要件の見直しが必要であるとの評価をいただいております。これらの評価をもとに見直しなどを行いましたものが資料のA-1の2から4に係る事項でございます。

まず、2の「業務に係る要件の撤廃・緩和」について申し上げます。

ポイントが4つほどございます。

それでは、ここで参考資料のほうをご覧くださいと思います。

参考資料の裏面をご覧くださいと思います。

2の「受託事業者の創意工夫を引出す取組み」をご覧ください。

1点目の事項でございますが、「(1)組織・人員体制に係る要件の緩和」にありますとおり、都道府県ごとに地方事務所を設置しなければならないとの要件を撤廃いたします。

本業務につきましては、受託事業者と都道府県ごとに設置をされております労働局が役割分担を行った上で実施するものでございまして、このスキームについては、現行どおり、次期とも基本的には変わらないところでございます。

ただし、現行業務におきましては、これらの連携を確実なものとするため、労働局のカウンターパートであります地方事務所を各都道府県に設置をすることを求めておりましたが、一方では、全都道府県に事務所を設置することは、民間事業者にとりまして負担となっていたところであります。一の地方事務者が複数の都道府県を担当することを認めることによりまして、民間事業者が参入しやすくすることといたしました。

続いて、2点目でございますが、都道府県労働局と地方事務所間の協議について、要件

を緩和しました。従来ですと、年間3回の協議会の開催を必須としておりましたが、この協議会の席上におきまして、労働局と地方事務所の役割分担や、情報共有を図っておりましたが、次期におきましては、年1回以上の開催といたしまして要件を緩和し、簡素化を図るものでございます。

続いて3点目でございます。労働保険適正加入推進員等に対する研修について簡素化いたします。現行の業務におきましては、地方事務所ごとに必ず研修を実施することを要件としておりましたが、次期におきましては、必要に応じまして任意に行うこととし、かつ、複数の地方事務所による合同開催を認め、簡素化いたしました。

一方で、ここには記載はしていませんが、推進員等の習熟度に応じたカリキュラム等の作成を新たに課しており、より効果的な研修の実施を図るものでございます。

最後に、4点目でございますが、事業主説明会を廃止をいたしました。従来より加入勧奨活動の対象となる未手続事業の事業主を対象とした説明会を実施し、加入に結びつける取り組みをしております。最終的な目標でございます未手続事業の労働保険への加入に至るプロセスとしまして、この事業主説明会を開催しているところでございます。

しかしながら、事業主説明会の開催要件が民間事業者の負担となっている点が否めず、次期につきましては、当該要件を撤廃し、これによって民間事業者が個々の未手続事業所に対する加入勧奨活動につきまして、より力を注げる体制といたします。

続いて、資料のA-1のほうに戻っていただきたいと存じますが、資料A-1の2の「業務に係る要件の撤廃・緩和」については以上でございます。

続きまして、同じく資料A-1の3でございます「インセンティブ・ディスインセンティブの設定」でございます。

今回、設定をいたしました「インセンティブ・ディスインセンティブが、目標に対しまして適正な水準であるか否かにつきまして、再び参考資料のほうをご覧いただきたいと思っております。

参考資料のほうですが、1の(1)をご覧ください。1の(1)にありますとおり、指標を強化をいたしまして、過去3カ年の平均実績の110%を指標として設定をいたしました。そして、(2)でございますが、(2)の①のとおり、この指標を達成した場合には、インセンティブとして、成功報酬につきまして20%増額し、民間事業者の意欲を引き出す仕組みを構築します。

具体的な数値につきましては、下のほうの表の1のとおりでございます。労災保険に係る保険関係成立件数につきましては、過去3カ年の実績2万9,696事業に対しまして、指標を3万3,000事業とし、これらを超える成果に関しましては20%のインセンティブを加算いたします。逆に、成果が低く、過去の実績の50%、1万5,000事業に満たない場合につきましては、成功報酬費の単価を50%減といたします。

続いて、雇用保険の手続件数につきましても同様でございます。過去3カ年の実績、1万5,921事業に対しまして、1万8,000事業を超えて達成した場合にはインセンティブを、

8,000事業に満たない場合についてはディスインセンティブを課すことといたしまして、これらの措置によりまして、民間事業者に喚起を促すことといたします。

続いて、資料A-1の4の「入札単位」の関係でございますが、先ほど山本から説明申し上げたとおりでございますが、現行の全国一括発注をブロック単位等の発注に変更が可能か否かにつきまして、種々検討を重ねたところでございますが、やはり入札単位をブロック化した場合には、管理部門がブロックごとに必要となりまして、仮に全国を8ブロックに分割した場合には、間接費を約1億5,000万程度増額する必要が生じる見込みでございます。

この増額分を加入勧奨推進費でカバーするとした場合には、全国一括発注と比較いたしまして35%、さらに、過去3カ年の支給実績と比較いたしましても15%の減額が必要となりまして、現行の実績すら維持できないこととなるため、こうした点を含めまして検討しました結果、本業務の効果的な運用を図り、高水準の目標を達成するためには、分割発注については今回は見送りとさせていただきまして、全国一括として実施をさせていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

最後に、資料のA-1の5のところでございます。意見募集（パブリックコメント）の結果につきましては、特に意見などはございませんでした。

以上、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○浅羽副主査 御説明ありがとうございます。私から2点質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、インセンティブ・ディスインセンティブの設定についてですが、これは技術的な説明をしていただきたいのですが、過去3カ年のもので平成24年から26年度の平均の実績というものが基礎となっているというふうにこの実施要項（案）で拝見したのですが、これは年度が進むに従って、過去3年というものは計算をし直すのでしょうか。それとも、24、26で目標は固定されて、その後、次の年に、例えば115%になった、120になったというのは、何に対しての110で上乘せになるという計算になるのでしょうか。

○山本課長 一応2年間は固定的に考えております。

○浅羽副主査 2年固定で、3年間ですね。

○山本課長 2年です。

○浅羽副主査 じゃ、その間はずっと24から26でよろしいのでしょうか。実績として。

○山本課長 そうです。24から26ですね。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

あと、もう一つですが、47都道府県に地方事務所設置を必須とはしなくなりましたというふうにお話しいただきまして、それに関連して、提案書等評価基準表、別紙8で

すね。そちらのところで、これも純粹に質問ですけれども、最初、事務所の設置のところで、全都道府県に設置されている場合は満点とする。これは15点。これは数等に応じて点数が少しずつ減っていくのだろうと分かるのですけれども、その同じページの中で8番で「地方事務所の指導員について、経験者が配置できているか」といったようなものが書かれているのですけれども、これは例えば、47都道府県全都道府県に設置されていて、全部のところにちゃんと経験者が配置できているというケースと、仮に20都道府県に地方事務所を設置した。その20の中それぞれ全てに経験者を配置できているという場合には、有利・不利というようなことはあるのでしょうか。

○宮本労働保険事務組合指導官 やはり各地方事務所がそれぞれその地域の推進員にとってはメルクマールというか、頼りにする存在ということになりますので、そこにいる指導員の方が経験が豊かできちんと推進員に対して対応できるという存在でなければいけないと思っております。ですから、例えば、半分の地方事務所には経験者がいて対応できるんですけども、残りの半分についてはそういう経験者がいないんですよという話になってしまいますと、そこはちょっと評価は低くなる話になると思います。地方事務所としての業務ができていない。できるのかなというところが不安材料になりますので。

○浅羽副主査 例えば今のケースで、A社は47都道府県に地方事務所を設置しました。それで最初のところは15点満点がつけました。それに対してB社は、半分のところにつけました。なので、最初のところの点数は、仮に半分とか、厳密には違う計算の仕方をするかもしれないけれども、そうさせてください。その上で、47都道府県に設置したA社さんは、半分の事務所に経験者をちゃんと配置できる計画を出してきた。でも、残りの半分には、ちょっとまだそろわないというふうに出してきた。それに対してB社さんは、その半分の地方事務所全部に経験者を配置できた。つまり、絶対数で言えば同じ。けれども、割合で言うと50%対100%、こういうような場合には、もし経験者の言う能力が同じであれば、そんなことはないでしょうけれども、もし仮に同じだと規定したならば、どちらのほうか60点。下のほう、60点は結構大きいですよ。有利になるというふうに想定されるのでしょうか。

○宮本労働保険事務組合指導官 すみません、ちょっと内部で検討。

○山本課長 では、私のほうから。

要は、指導員の方々は推進員を指導いただくわけですから、例えば47都道府県で事務所を設置して、そのうち20ですよといったとしても、単に配置する予定だけれども配置していませんというケースと、そうではなくて、うちは20人でやりますよと。そのかわりパフォーマンスをしっかりとやりますと。したがって、20人でもしっかりと対応できる体制をとりますという説明では、また評価が違ってきますし、逆に、20の事務所で20人全部置いていますよということで、それは20の事務所でほかも全部カバーできますということになれば、それは指導員の推進員に対する指導という点では評価は高くなってくだろうというふうに思いますので、単純に数だけの問題ではない。どういう体制を組んで、どういう指導を

するのか、そういうことを我々としては評価をしていかなくちやいかんというふうに思っております。

○浅羽副主査 御趣旨、すごくよくわかりましたので、私は単に思ったのは、これでどっちが有利になるのかなというふうに、札を入れるほうがせっかく要件を緩和して、じゃ、ここは2つの県のところをセットでやろうとなって、そこにちゃんとした経験者を置いて、よりいい人を置いてとやって、それが不利になったりすることがないのかという不安にならないかというところが心配だったので、質問させていただきました。

○山本課長 通常、47配置して、47に指導員を置いてくださいと言うと、置けませんと言った場合には、私の経験で言わせていただくと、通常は、それをカバーするような工夫を盛り込んで出してこられるケースのほうが多いと思うんですね。その盛り込んでこられた、カバーするような工夫をどう評価するかという問題だというふうに私どもは思っています。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○辻専門委員 今回の事業ですけれども、労働保険、強制加入保険だと理解しておりますが、念のための確認ですけれども、加入しなかった場合にはどのような処理が行われるところなのでしょうか。

○山本課長 加入していない場合ですね。

○辻専門委員 はい。

○山本課長 例えば、保険事故が起きるといったような場合、労働保険というのは、労災保険と雇用保険と2種類あるんですね。例えば労災保険で労災事故を起こしてしまいましたが、未加入でしたという場合には、受給者たる労働者には非はないわけですから、加入すべきなのは事業者なので、労災保険の給付自体はされます。そのかわり、入らなかったことについてペナルティーがあるわけですから、過去にさかのぼって適用した保険料も徴収しますし、何だっけ。

○杉課長補佐 保険給付にかかった経費の一部を事業主さんに請求させていただくという費用徴収という制度がございます。

○山本課長 そういうペナルティーがあると。

○辻専門委員 費用徴収自体については、いわゆる強制徴収権がついているとかで、裁判所の判断を仰ぐ必要もなく、強制的に徴収できるという理解で合っていますか。

○杉課長補佐 そちらのほうも、かかった給付の100%を請求する場合と、40%を請求する場合といろいろ場合分けがあるのですけれども、加入勧奨してもなおかつ入らなかった悪質なところについては100%いただきますとか、加入勧奨はしなかったんだけど、失念したまま、もう何年もたってしまったと。そうすると、前の状況からして入らなければいけないというのはわかっているのに入らなかった、そういったところについては40%いただくとか、場合、場合で請求する率は変わりますが、一応その辺は強制的に納めてもらうということで対応しています。

○辻専門委員 裁判手続が不要という理解で合っていますか。

○杉課長補佐　ということで。

○木村中央労働保険適用指導官　自力執行権がありますので。

○辻専門委員　あと、自力執行権がある債権であれば、これは素人考えなんですけれども、入ってくださいとお願いをするほうではなくて、強制徴収のほうによりコストをかけて、いわば、どちらかというとむちですよね。むちのほうを使ってやったほうが効果が高いのではないかとも思えたのですけれども、他方でこういうお願いモードで一生懸命加入してくださいという説得をなさることも必要だとは思っているのですけれども、このあたり、どういう分配率というか、重きを置いているのかなということに関心を持ったのですけれども、いかがでしょうか。

○木村中央労働保険適用指導官　では私から。

労働権の場合は、設定が事業主の利便性と行政の効率化ということで、自主申告、自主納付ということを大前提でやっております。つまり、自分で保険料を計算して、自分で納付していただく。今おっしゃったように、強制的にやるとするのは、国の権限として最も強いので、確実に差し押さえ権限もありますので、入ってくるのですけれども、単年度は、通常は事業所さんは半永久的に続いていきますので、一回強制的にやってしまうと、自らやる気力をなくして、なかなか手続をしてくれないという実態がございます。そういうものに対して我々は、全部の事業所を毎年1件ずつ回ればいいのですけれども、そんな行政能力もありませんので、基本的には自主的に申告して自主納付いただくというのが前提になっております。そうしますと、今おっしゃったむちを振り回すと、なかなかそれがうまくいかないと、かつ、全部の事業所を行けるほど行政能力はありませんので、基本的には自分で制度の趣旨を理解していただいて、毎年自主的にやっていただくという方向をメインで進めて、どうしてもやっていただけない事業者さんにはむちのほうを使うというパターンで今のところ推進しております。

○辻専門委員　実際のお願いに行くときのお願いの方法なんですけれども、特に、とても大事な制度です。労働者の権利を守るために大事です。さらに、もしもこれを守ってくれなかった場合にはむちを振りますよというところまでもセットにして御説明なされている理解で合っていますか。

○木村中央労働保険適用指導官　そうですね。

○辻専門委員　そのときに、多分そういうわかりやすい資料とかがつくられているのかなとは思ったのですが、パンフレットみたいなものは、今回、事業者さんには交付なさるのでしょうか。

○宮本労働保険事務組合指導官　お手元の資料の中でも別添7ということで、ページが振ってなくて申しわけないのでけれども、後ろのほうにあると思います。これは、今回の事業で受託した事業者がつくって、こういった資料をもとにして加入勧奨活動を行っておるといものになります。

○辻専門委員　これは社団法人さんがつくっていらっしゃるもので、これは受託業者さん

が使っていらっしゃる資料ですか。

○宮本労働保険事務組合指導官 はい。これは、業者の義務の一つになりますので、こういうわかりやすいパンフレットというか、リーフレットをつくって、そういったものも活用して、加入勧奨活動をしてくださいというスキームになっておりますので。

○辻専門委員 今回、新しい事業者さんが入ったとして、これを参考にして新しい資料をつくるべきなのか、それとも、もう事前に厚労省さんのほうで十分な蓄積があって、こういうパンフレットがわかりやすく使いやすいという蓄積があって、それを事業者さんに渡すのか、いずれでしょうか。

○宮本労働保険事務組合指導官 これは当然ながら業者さんも参考にしてもらうことになりますので、こういったものを参考にしてつくってもらうということになりますし、中身がこれで正しいのかどうかといったところの監修は当然ながらやらさせていただきます。特に著作権ということもありませんので、別の業者が例えばこれを丸々使うというのはあれかもしれないけれども、ほぼ使うような形であっても、内容的には特に間違っているとかがそういうことでなければ、それは使っていただければと思います。

○辻専門委員 わかりました。

ちなみに、たしか入札の資料を見ますと、2者応札だったんでしたっけ。

○宮本労働保険事務組合指導官 、今回、現在やっております26年度、27年度の事業につきましても、残念ながら1者応札でございました。

○辻専門委員 それまでは2者だったんですか。

○宮本労働保険事務組合指導官 その前の25年度については2者でありました。その前の24年度が残念ながら1者でして、その前の23年度以前については2者というような状況であって。

○山本課長 お手元の資料の参考資料、委員限りを1枚めくっていただきますと、そこに過去の状況というのが具体的に。

○辻専門委員 この2者というのは、現行事業者さんともう一者という理解で合っていますか。

○宮本労働保険事務組合指導官 はい。

○辻専門委員 もう一者はどのような事業体だったのでしょうか。

○宮本労働保険事務組合指導官 21年度から23年度までの業者さんにつきましては、同じ業者さんでありまして、こちらのほうで厚生年金の徴収の業務などをやっていただいている業者さんということになります。25年度につきましては、またこれは別の業者さんになるのですが、こちらのほうはNHKの受信料の関係なんかをやっている業者さんということでございます。

○辻専門委員 徴収業務をなさっているというのは、サービサーさんとかですか。

○杉課長補佐 そうですね。サービサーに基づいてやっている。

○辻専門委員 全国展開しているような。

○宮本労働保険事務組合指導官 こちらのほうは全国展開している事業者です。

○辻専門委員 説明会とかはなさっていますか。事前に。

○宮本労働保険事務組合指導官 やっています。

○辻専門委員 説明会をするときに、多分あちこちいろいろな業界さんにお声がけなさったとは思いますが。多分そのときにサービサーさんとかNHKさん関係とかにお声がけなさったと思うのですけれども、例えば他に、どんな中小企業であっても、税理士の先生はおそらく雇っていますよね。例えば、税理士会とかにはお声がけはなさったんでしょうか。

○杉課長補佐 税理士さんは土業の関係がありまして、社労士法との兼ね合いがあって、労働保険のほうにあまり深く足を踏み込んで来られないというところがありますので、そういうところでは、中小企業を相手に税理士さんはいっぱいやられているのですけれども、税理士さんのところにお声がけはしていないということです。

○辻専門委員 わかりました。

私からは一旦結構です。

○尾花主査 それでは、何点か教えてください。

内閣府評価の内容が、受注者自体の利益の確保が見込めないことから工夫をしてくださいということだと思のですが、今回の工夫で受注者自体の利益の確保が見込めるようにしたというものについては何か。どれでしょうか。

○山本課長 その点については、先ほど来説明させていただいていますけれども、1つは、成功報酬費等にインセンティブをつけて、たくさん実績を残してもらえれば単価はアップしますと、こういう形でのインセンティブを付加したという点、それから、もう一つは、加入勧奨推進費について、従来は推進員に支給するものとしていましたけれども、要するに、直接全部渡してしまうという形になりますが、これはちょっとピンはね的で言葉は嫌なんですけれども、これは次期からは、受けた事業者がどういう形で支給するかについては自由に設定できるという形で、そういったもろもろの中から利益のもとになり得るのではないかと、私どもとしては考えております。

○尾花主査 ありがとうございます。

それとの関係で、インセンティブとディスインセンティブの設定を、50%達成できなかった場合と、110%達成した場合というのでお分けになりましたが、ということは、51%から109%程度では、何らインセンティブもディスインセンティブもかからないと。この判断をされた根拠としては何かございますか。

○山本課長 インセンティブ・ディスインセンティブを設定するとき基本的に考えたのは、先ほどちょっと言われましたけれども、利益を出さなくてはいかんというところがあるものですから、インセンティブのほうをメインに考えたというのが主たる考え方として、3年間の平均であれば、多分いけるだろうと。それに10%程度であれば、頑張ってもらえれば何とか達成できるし、それよりももっと頑張れば、20%という大きなインセンティブをつけていますので、そういうことでメインをインセンティブのほうに置いたということ

でございます。ディスインセンティブにつきましては、50%も達成しないような状況であれば、これは受託事業としては問題があるわけですから、そこはディスインセンティブをつくりましたけれども、私どもとしては、インセンティブのほうにメインを置いた。その結果、10%で20%のインセンティブをつけるし、50%以下のときにはディスインセンティブですよということで、そういう形でつけさせていただいたということでございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

確認ですが、ディスインセンティブの対象となった場合というのは、御省としては契約不履行と考えるおられるんですか、それとも、お金さえ減らせれば不履行にはならないというお考えなんでしょうか。今回の場合は、非常に緩やかに工夫をできる形に変えていただいたので、他方、重要な事業なので、何かが起こったときにはきちんと救済措置というか、制裁ができるような形になっているのかどうかを確認したいです。

○山本課長 1つは、50%未満の実績しか残せないというのは異常な事態なので、どこかのページにありますけれども、実績の状況を見ながら、いきなり50%で終わりましたということではないので、年度当初から刻々と実績報告等ももらうわけですから、その中でしっかり実績を上げてもらわなくちゃいけませんよということで指導もしていきますよと。たしか16ページぐらいに書いてあります。16ページの(2)に「調査等」とありますけれども、これは、主に不正等があっては困るということで書いてはいますけれども、こういうものを使いながら、実績が悪ければ、何で問題があるんだというところを、委託事業者のほうに入り込んでいって、調査もし、指導もさせていただくということだろうというふうに思います。

ですから、先ほども少し申し上げましたが、ディスインセンティブよりもインセンティブのほうにメインを置いているというのは、そういったところも含めて、設定はしておりますけれども、そこまではさせないぞという気持ちで私どもはこの事業に取り組んでいきたい、こういうふうに思っています。

○尾花主査 といたしますと、この調査等に対して報告をさせ、報告しないこと自体をもって債務不履行とか契約違反とかいう形で守らせることができると。50%まで落ち込むことを黙認して放置しているつもりはないから、ちゃんとそれまでのところでできるという。

○山本課長 それでもだめな場合にはどうかと言われると、そこはどうなんだっけ。

○杉課長補佐 まだそこまで、債務不履行であるというところまでの決め事はしていないのですけれども、再三にわたった指導に応じられなければ、1年たってみたところで考えなければいけないのではなかろうかというふうには思っております。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

あと、もう一点なんです、別紙8の3ページ目の評価のところを教えてくださいなのですが、気になるのが項目番号33「経営成績・財政状態・業務状況等の内容が毎年度公開されているか」というところで加点項目になっているのですが、必ずしもこれが公開されていない会社さんもあるかと思うのですが、これはどういった御意向で。

○杉課長補佐 今回の事業では、基本的には概算払いをするということになっておりまして、成功報酬費を事業者さんにお預けして、事業者さんのほうから成功報酬費を預けて、そこから払っていただくという仕組みになっておりますので、一定程度信頼できる会社でなければいけないんじゃないかと思っております。そのためには、資金の流用ですとか、そういうこともあってはいけませんし、きちんと公開されているような会社、信頼度の高い会社が必要であっていただきたいということで、この項目をつけさせて、加点もさせていただいている。加点の仕方はちょっと難しいのですけれども、必要最低限の情報公開をしているところであっていただかなければいけないのではなかろうかなと思っております。

○尾花主査 公開というのは、ウェブサイトか何かに。外部で財務諸表を公開しているということと、業務状況とかいうのはどういうイメージでしょうか。

○杉課長補佐 業務状況、一般的には受託事業、どんなことをやっているかとかという業務内容というのは、おそらく一般的な会社であればやられているだろうということで、その都度トピックスがちゃんと更新されていて、現在どんな業務内容のものをやっているかというのが分かる程度のものであればいいのではなかろうかと思っております。

○尾花主査 なるほど。わかりました。

あと、それとの関連で、また業務評価基準表なんです。3の事業実績についてですが、36の「応募者が直近3年間に類似事業を実施した実績があるか」の「類似事業」というのは具体的に何を想定されていますか。

○杉課長補佐 これにつきましては、基本となりますのが訪問営業に近い業務をやっているかということで、そういったノウハウがあるかどうかということで、国の事業にこだわりませんけれども、訪問のノウハウがある、そういったようなところがやっているかどうかというところをポイントに考えたいと思っております。

○尾花主査 わかりました。

そうすると、37と38も伺いたいのですが、国等の公的機関から他に事業の委託を受けた実績があるかというのは、どういう趣旨で、何を見たいと思っておられますか。

○杉課長補佐 国の会計制度はなかなか厳しいものですから、そういったところできちんと対応されているということであれば、これも信用度の話なんですけれども、それに上がるかなということで、この項目も入れさせていただいております。

○尾花主査 わかりました。

最後に38で、企画提案会というのはどういうスケジュールで実施されるということが書かれておりますでしょうか。スケジュールを見たときに企画提案会というのが見当たらなかったのです。

○杉課長補佐 すみません、今、スケジュール表、すぐ出ないのですけれども、今回の入札監理小委員会がありまして、本委員会の御了承をいただいた後に、厚生労働省内の公共調達委員会に御報告いたしまして、そこで了承いただいてから入札の公告に入ります。入

札期間を必要最低限50日とらなければいけないのですけれども、その最後のあたりで企画提案会、いわゆるプレゼンテーションをやっていただいて、その後、それとあわせて札入れをしていただくというスケジュールになってございます。

○尾花主査 そうすると、平成27年12月下旬ぐらいに提案書提出期限と入札書提出期限というのがあるのですが。

○杉課長補佐 今回のスケジュールでいきますと、この表よりも少しおくれる可能性はあるのですけれども、前回、本事業をやったときには12月の末に企画提案会をやってございます。今回はそのときに比べますと、ちょっとスケジュールが遅れておりますので、やるとすると1月中旬ぐらいになるかというふうには推測はしておるのですが、その辺につきましては、最終的には入札公告の中でお示しをさせていただきたいと思っております。

○尾花主査 わかりました。

すみません、先ほどの33の「経営成績・財政状態・業務状況等の内容が毎年度公開されているか」というのがどうしても気になるのですけれども、このような公開をしていない会社もやはりあるかと思うのと、あと、公開されていたら、どういう状況だと配点が30になったり、10になったり、5になったりするのとか、そういうようなことというのは何かお考えはありますか。

○杉課長補佐 細かい配点基準まで、ちょっとまだ決めていないのですけれども。

○宮本労働保険事務組合指導官 基本的には4項目でやっていて、最良ならば4点、悪い場合にはゼロというような形になりますけれども、公開されていたとしても、経営の内容や、財務の状況が悪くて大赤字だというような公表をする業者はいないとは思いますが、そういう場合であれば、公表されていても、そこは配点としては低くなるという形になりますし、業務状況のほうにつきましても、あまり業務に関連するような業務をやっていないねとか、そういうことであるならば、やはり配点としては低くなるという形になると思います。公表されていて、かつ、財務内容もいいし、この業務に関するような業務もやっていて、安心して任せられると判断できるのであれば、高評価という形にはなると思います。

○杉課長補佐 書きぶりについては、誤解を招く可能性もありますので、もうちょっとわかりやすく、どういうことをやっていればということをもしわかりやすく詳しく書くような形にさせていただければと思いますが。

○山本課長 私どもとしては、先ほどもちょっと申し上げたとおり、財政状況等がちゃんとしていて、事業を遂行するだけの能力があればいいということなので、むしろ委員が言われますように、公開というよりも内容のほうの問題でございますので、そちらのほうを見るんだよというようなことが分かるような形で記述を変えたいと思います。

○尾花主査 わかりました。

○辻専門委員 私、実は結構中小企業の経営者さんとお話をする機会が多うございます。そのときに、法律を守りましょうという話をするとき、法律にこう書かれていますよと

言ってもあまり動かないんですね。他方で、新聞記事とか、特に一番効果的なのは、逮捕された、送検されたとかという記事を見せると、実際にケースがあるんだと。つまり、この法律は死文化していなくて、ちゃんと使われていると認識すると、ちゃんと動くんですね。

例えば、税金ですと、脱税の報道とかよくあるので、脱税をあえてしようという方はなかなか少のうございます。他方で、労災、労働保険に関するものになってくると、あまりニュースとか出ないですよ。となると、実際の摘発、追徴されるケースとかがなかなか一般人の目には入ってこない。そうすると、どうしても頭打ちになる傾向があるかと思えます。

そこで、多分今回、事業者さんも、むちを振るうときに、法律はこうなっていますよと見せるだけではなくて、できれば、こういう実際のケースがあるんですよと見せると、より効果があると考えられるのですが、ここで質問なのですけれども、御省のほうでウェブサイトとかそういう公表媒体で、何年度に関しては追徴事例何件とか、そういうデータは出せないかもしれませんが、少なくとも代表的なケースとして、平成何年何月にはこういう事象があるケースについて100%追徴しましたとか、そういう実際の具体的なケースを公表しているということはあるのでしょうか。

○木村中央労働保険適用指導官 数値はないです。ただ、今おっしゃったようなので言うと、先ほど、労災の給付が行われた場合はこんなケースがありますみたいな、もちろんお名前は伏せているのですけれども、労働保険に加入していなくて、事故を起こしてしまって、幾ら取られたというケースがございますみたいな事例は載せているリーフレットはつくってございます。

○辻専門委員 ウェブサイトとかで公表なさっていますか。

○木村中央労働保険適用指導官 そのリーフレットを載せるようにはしていますけれども、件数を具体的にというのは、今のところ。

○辻専門委員 それはなかなか出しにくいと思いますので。

○木村中央労働保険適用指導官 そうですね。もっと大きな件数は出しているのですけれども、今おっしゃったことが目に見えて、ああ、すぐやらなければという数字はなかなか出せないような状況です。

○辻専門委員 ただ、1つ御提案なのですけれども、この事業、非常に大事で、なるだけ説得する材料としては、そういうホラーストーリー、怖がらせるストーリーがあると、結構経営者さんは敏感に反応しますので、そういうのは御省としても、こういう材料があって、準備してあるので、これをうまく料理して使ってくださいねとかとやると、事業者さんもより効果を上げてできるのかな思いましたので、1つ御提案でございます。

○木村中央労働保険適用指導官 ありがとうございます。

○辻専門委員 以上でございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議はこれまでとさ

させていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 事務局から、提案書の評価基準表につきましては、事務局と厚生労働省様のほうでちょっとやりとりさせていただいて、委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任させていただきたいと思っておりますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○尾花主査 なお、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省（労働保険加入促進業務）退室、厚生労働省（日雇労働者等技能）入室）

○尾花主査 続いて、厚生労働省の「日雇労働者等技能講習事業」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室内田室長より、事業の実施要項（案）について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いします。

○内田室長 職業安定局の内田でございます。よろしくお願いいたします。

本事業の目的と概要につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

実施要項（案）の3ページをお開きいただければと思っております。

中段に「事業の目的」と「事業の概要」というのがございます。

本事業、日雇労働者、それから、ホームレス、住居喪失不安定就労者、これは、安定した居住の場がなく、インターネットカフェなどの終夜営業の店舗に寝泊まりしながら、不安定な雇用形態で就業していて、ホームレスとなる恐れのある方々のことですけれども、こういう方々に対して、民間教育訓練機関を活用して、技能労働者として必要な知識・技能を習得または向上させるための講習を実施し、その方々の就業機会の増加を図ることを目的としてございます。この事業につきましては、厚生労働省から民間事業者へ委託をして実施するということとしております。

7ページの真ん中に表がございまして、事業の実施地域を書いております。今申し上げた対象者が集積する大都市圏、これに限定してございまして、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の5地域で実施するということになっておりますが、東京には山谷、大阪にはあいりんという日雇労働者の方が集積している地域がございまして、これらの地域に固有の労働市

場が存在することから、東京と大阪につきましては、日雇労働者を対象とする事業と都府全域を対象として、ホームレスや住居喪失不安定就労者を対象とする事業と分けて委託しているものですから、全部で5地域7区分で実施してございます。

3ページに戻りますけれども、②にございますように、受託者は、対象者の就業の可能性を高めるとともに、常用雇用等のより安定した雇用への移行に資するための技能を身につけさせるために必要な講習について、講習の企画、対象者の募集・人選、個々の技能講習実施機関の選定、そうした機関との調整、そうした機関への対象者の送り込み、あるいはそれに付随する一切の業務、これを受託者の方々は行うということにしております。

主な講習の内容ですけれども、建設工事に必要なショベルカー、荷積み作業に必要なフォークリフト、清掃業務に必要なビルクリーニングの知識、技能、さらに、危険物取扱者、あるいは介護関係の講習、こういったものを実施しているところでございます。

講習の明確な認定基準というのはございませんけれども、熟練技能や十分な職業能力を有さない日雇労働者等の方々が、短期間の講習により就業の可能性が高まるものを実施しているところでございます。

講習期間は6カ月以内としてございますけれども、現在実施している講習は、おおむね数日から1週間程度のもので大半を占めてございます。

4ページでございますけれども、受講修了時には、受託者におきまして、受講者に満足度に対するアンケート調査を実施してございまして、その結果を厚生労働省に報告してもらうこととしてございます。

さらに、31ページの15にございますけれども、受講修了後には、各地域のハローワークにおきまして、就職に向けた支援を行うこととしております。受託者は、ハローワークの就職支援ナビゲーターが行う職業相談等のフォローアップに対して、講習のスケジュールなどの情報提供や、講習実施会場における相談スペースの確保などの協力を行うということにしております。

それから、32ページの16にございますけれども、事業の効果を確認するため、受講修了者の就職状況の調査を受託者とハローワークで連携して行い、その結果を厚生労働省に報告してもらうということにしております。

非常に大ざっぱですけれども、今申し上げましたのが本事業の目的及び概要でございます。

続きまして、入札実施要項（案）の内容につきまして御説明させていただきたいと思っております。

本事業の受託者の選定に当たりましては、26年度までは企画競争により選定してございましたが、今年度から総合評価落札方式による入札としてございます。

今年2月に実施した入札では、5地域7区分、それぞれ1者応募となってしまいましたが、経費の削減効果というのは見られまして、予定価格に対する落札金額の割合である落札率、これが前年度の97.7%から90.2%となり、そのことによって予算額に対して約3,300

万円の節減効果が出たということでございます。

一方で、1者応札となったことを踏まえ、来年度の入札に当たりましては、競争性を高め、より多くの団体に応札してもらうために必要な見直しを実施してまいりたいと思っております。

実施要項の4ページをご覧くださいまして、1.2.は「サービスの質の設定」についてでございます。事業のサービスの質を確保するため、受講者の満足度、それから、受講者数について目標を設定してございます。受講者の満足度につきましては、受講修了者全員にアンケート調査を実施しまして、今後、仕事に就く場合や、就職活動を行う上で必要となる技能の向上に役に立ったかという項目に対して、役に立った旨の回答が90%を超えるということを目指してございます。

受講者数につきましては、これまでの実績等を踏まえまして、地域区分ごとに目標数を設定してございます。

地域は、事業番号が書いてございますけれども、これは、先ほど7ページで申し上げた地域の事業番号と一致してございます。

なお、前回の実施要項では、役に立った回答の割合が80%を下回った場合には、委託費の額を10%減額するディスインセンティブの規定を設けてございましたけれども、これが応札をためらう要因になっているとも考えられたため、今回の案では、ディスインセンティブの規定は削除させていただいております。

続きまして、5ページの2でございます。「本事業の実施期間に関する事項」でございますが、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間ということになります。

続きまして、その下にある3の「入札参加資格」でございます。入札参加資格におきましては、引き続き入札参加グループでの参加を認めるということとしておりまして、この記述は6ページの下の方でございますけれども、事業規模に対して団体の組織体制の規模が小さく、単独での参加が難しいという事業者がグループを結成することによって参加できるようにしておりますので、その規定を書いております。

7ページの4は、スケジュールについて記載しております。前回と同様、入札公示は1月上旬を予定してございます。新規の事業者が受託することを想定して、事業の引き継ぎに1カ月以上をとるなど、準備期間に余裕を持たせて設定してございます。また、円滑に引き継ぎを行わせるため、15ページの②の（イ）に引き継ぎについて詳しく書かせていただいております。これにより、新規の事業者が受託した場合も円滑に十分な準備が行えらるかと考えてございます。

また7ページに戻ります。「入札の単位」というのが（2）で書いてございますが、先ほど申し上げました5地域7区分ということでございます。

（3）「入札実施の手続き」でございます。スケジュールにもございますけれども、1月中旬に入札説明会を実施します。入札説明会後には、原則として電子メールで質問を受け付けます。質問内容、厚生労働省からの回答は、原則として厚生労働省ホームページに

掲載することとさせていただきます。

入札説明書及び実施要項につきましては、遠方の事業者に配慮し、前回と同様、入札公告を掲載するホームページ上に掲載することとします。

提出資料は、入札書、本事業を実施するために必要な委託費、措置する経費の全ての額を記載した内訳書及び、総合評価のための事業実施の具体的な方法等に関する企画書となります。

なお、これらの書類につきましては、8ページの表2にある講習受講者の目標数、人件費の上限額、こういったものを踏まえて作成することとなります。

企画書につきましては、9ページの表3「企画書記載事項」に記載された事項に沿って企画書を書いていただくということになります。

企画書の評価方法につきましては、12ページの5に記載してございますけれども、採点表が55ページから56ページにかけてあります。評価点は合計100点ということにしてございますけれども、必須項目審査が25点、55ページで言う黒丸の部分ですけれども、これが25点で、残りの75点が加点項目となっています。

必須項目は、事業実施の基本方針の適格性、組織としての業務遂行能力、講習の実施体制、講習の設定における必須事項です。これらを1つでも満たしていない場合は失格ということにし、全て満たしている場合には基礎点として25点がつきます。加点項目は、項目ごとに0点から5点まで付与し、重要度に応じたウエイトを乗じた点数を合計します。

過去の実績を過度に評価することで新規に参加する事業者に不利にならないように配慮し、現在又は過去における事業の実績を評価する項目の配点割合を5分の1にとどめております。企画内容に比重を置いてございまして、より効果的な事業実施に資することを期待してございます。

次に、14ページをお開きいただくと、6の「事業実施に関する情報の開示」でございます。これにつきましては、57ページから62ページにかけて、別紙4としてこの情報を開示してございます。新規の事業者の方々が参加しやすいように、極力詳細な情報を開示するようにしてございます。前回の実施要項にも掲載した情報に加えて、新たに62ページに講習科目ごとの受講後の就職あるいは就業率を記載させていただいております。講習の企画に当たって参考にしてもらうため、今回の案に追加したものでございます。

それから、14ページにまた戻りますけれども、7「受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施のために受託者が講ずべき事項」、こういったものについて記載してございます。

18ページの8、これは、本事業を受託者が実施するに当たって第三者または国が損害を与えた場合においてその損害の賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する項目というものを定めてございます。

それから、19ページの9には「本事業に係る評価に関する事項」を記載してございます。

20ページの10には「その他本事業の実施に関し必要な事項」を記載することとしており

ます。

資料は、その後、22ページから別紙1となっておりまして、仕様書を添付してございます。新規の事業者に事業の内容を理解してもらうため、極力詳細に記載してございます。また、受託者から厚生労働省への報告の様式を簡素化するなど、受託者の負担の軽減をする改善を行ってございます。

例えば、45ページ、46ページのような表は、今回は削除してございます。

仕様書の中身の詳細の説明は、時間の関係上、割愛させていただきます。

実施要項の案に関する説明は、以上のとおりでございます。

なお、昨年の委員会で、実費で精算をした上で、さらにアンケートの調査の満足度が80%を下回った場合は10%減額するという仕組みについては、リスクはあるけれどもメリットがなく、民間事業者が参入しにくいのではないかと御指摘いただきました。

まず、事業終了後に実費で精算を行わずに、契約額から余った金額について事業者の利益とする方法がとれないのかという点でございますが、国の委託事業につきましては、契約額を上限に委託業務の実施に要した経費を支払う、実費弁済という考えがございまして、利益分を支出することは適当ではございません。また、仮にそうした取り扱いにした場合には、実施単価が安価であったり、実施件数が少ないほど事業者の利益が出るということとなるため、ニーズに対応するのではなくて、単価が低い講習ばかり実施したり、実施件数を抑制することも懸念されますものですから、精算方式につきましては、引き続き実費精算ということが適当としております。

一方、先ほど説明させていただきましたように、減額のディスインセンティブ規定につきましては、事業者のリスク要因となっているという御指摘のとおりでございますので、この規定を削除したということでございます。

引き続き、委員の皆様方の御指摘を踏まえ、競争性を高めるための可能な限りの改善を図っていきたくと考えてございます。

こちらからの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○浅羽副主査 1点だけ。複数年契約という御検討はなされたでしょうか。その内容について教えていただきたいのですが。

○内田室長 複数年契約、国庫負担債務行為を用いて可能なのですけれども、景気状況によって非常にこの事業は大きく振れる。特に社会的就職困難な方々の数が景気状況によって大きく振れるものですから、特に求職・求人データは、先行指標だったり、実施数だったりして、かなり景気状況に比例的にあらわれるものですから、まとめて3年の契約をするということを今考えるのではなく、それぞれ単年度、次の予算を踏まえながら実施計画を見ていくほうが雇用対策としては適切なのかなということで、今回も単年度でお

願っているということでございます。

○浅羽副主査 その場合、大きく動くのは、本日いただきました実施要項の8ページの表2が動くのでしょうか。

○日原係長 そうですね。表2に受講者の目標数がありますけれども、その時々々の社会情勢によって受講者数の見込みが増えたり、減ったりということがありますので、実施規模の面で、単年で見ていったほうが適当な規模で実施できるだろうということもありますし、それに加えて、その時々でその地域の労働市場で求められる技能とか、スキルが、またいろいろな傾向が出てきますので、単年で就職につながりやすいような講習を企画してもらって、競争にさらすことで効果的な講習ができると考えておりますので、そういった面からも単年で実施するほうが適当じゃないかと考えております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○辻専門委員 御説明ありがとうございました。

私、この事業に関して、例えば僕がこの事業を受託しようかなと思ったときに、そもそも僕がどんなことをすればいいかという業務のフローがよくわからなかったので、ちょっと教えてもらいたいのですけれども、資料B-2の59ページに「事業の流れ」という図がございます。これを拝見しますと、受託団体さんというのは、講習の企画をすると書いてあるのですが、次に、対象者の募集・人選ということが書かれてございまして、受託した業者というのは、自分でホームレスの方とかを探しに行くのか、それとも、ハローワークさんとかから名簿か何かをいただいて、その名簿をもとにお客さんに対して働きかけていけばいいのか、まず、入り口部分ですね。どうやってお客さんを集めるのかという部分を教えていただけますでしょうか。

○日原係長 募集の方法ですけれども、受託団体でリーフレットやポスターを作成して、それを活用して募集することになります。

○辻専門委員 インターネットカフェとかにチラシを置かせてもらうとかというイメージですか。

○日原係長 そうですね。そういった方法もありますし、あとは、ホームレスですと、ホームレス自立支援センターという施設を自治体で運営しておりますので、そういうところの入所者に対して周知をしたりとか、あとはハローワークのほうとも連携をしておりますので、ハローワークのほうから受講したほうがいいだろうというような者がいれば、送り込んでもらったりとかということをやっております。基本的に中心となるのは、受託団体自ら周知をしてもらうということと、あとは関係のハローワークなり自治体なりと連携する中で送り込まれている者もいるという状況です。

○辻専門委員 受講、いわゆる候補者の方が集まって、その後、その方について、たしかサービスを受ける人間に関していろいろ要件がございましたよね。運輸局長が適切と認められた者とか、いろいろ書いてあったと思うのですけれども、このあたり、例えば、僕がホームレスの方と出会って、講習を受けたほうがいいよとかと説得した上で、その上で運輸局

長のところにつれていったりとか、そういうイメージなんですか。それとも、事前に運輸局長とかの認定を得た人間に関するリストがもらえるんですか。

○日原係長 ホームレスに関しましては、先ほど申し上げたように、ホームレス自立支援センターに入っている方を基本的に対象としておりますので、そこにいる相談員が、まずホームレスの方と相談をして、この方に技能講習を受けさせれば就職につながるんじゃないかという方がいると、受託団体と連携をして、受託団体のほうの職員がそこに出向いて行って、実際に受講を考えている方と面談をして、その方が要件に合致するのとか、技能講習を受ける必要があるのとか、就労意欲とかを見きわめながら、受講者を決定していくというような流れになります。

○辻専門委員 決定権を持っているのは運輸局長とかですよ。

○日原係長 運輸局長になるケースはほとんどなくて、基本的には、最終的には公共職業安定所、ハローワークのほうで決定をするということなので、候補者を受託団体のほうで選んで、それをハローワークのほうに、この方に受講させてよろしいですかということまで伺いをして、ハローワークのほうで受けさせてよいということであれば、正式に受講者として決定をするという流れになっています。

○辻専門委員 最初から安定所長さんが、この人は適切ですよと認めている方がいっぱいいるのであれば、業務はそのあたりで簡単になると思うのですが、自分でホームレスの方とかを連れてきた上で、その上で一旦安定所に連れて行って、何か内部的に要件があると思うので、それに合致するかどうかということを一先懸命考えて、ようやく安定所長の認定を受けられたとかという業務が結構大変に見えるんですよ。そうすると、ひょっとすると、事実上お客さんとしてやってくるのは安定所の認定を受けた方ばかり来るのでしょうか。それとも、どうしても受託団体というのは、一生懸命人をまず探してきた上で、各人に一生懸命インタビューして、書面もそろえた上で安定所に申請をして、めでたく認められるという、そういう手続をしなければならないのでしょうか。

○日原係長 募集は基本的に受託団体のほうで人を集めてきて、その人が受講するに適切かどうかというのを判断して、それをハローワークが認めれば正式に受講できるということですので、ハローワークが直接ホームレスの方とか日雇労働者の方と接して受けさせるというよりは、受託団体のほうで集めてくるケースが多いです。

○辻専門委員 そうすると、安定所長さんとかが、この人は適切ですよと認めるに当たっての事前の何か規範とかも内部的に決まっているのでしょうか。こういう要件が満たされていれば適切と認めるみたいな事前の規範です。

○日原係長 受講者の要件にまず合致しているかどうかということと、あとは、就労意欲があるかどうかとか、はっきり基準がどこかにあるわけではないのですが、就労意欲と講習を受講する必要性を判断するということです。

○辻専門委員 御提案なんですけれども、まず、59ページの業務フローの流れに、今の部分ですよ。単に講習を実施すればいいという仕事ではなくて、実は、そもそも、まず、

職についていない方を探してきた上で、さらに、一生懸命インタビューをして、就労意欲の有無とか適性とか、一生懸命インタビューして、書面をつくって、その上で一旦しかるべきところの御決済をいただくという作業が入っているという理解ですよ。

○日原係長 はい、そのとおりです。

○辻専門委員 その部分、その業務があるということは、どこか明確に書かれているのでしょうか。

○日原係長 仕様書の中で一連の手続の流れが書いてありまして、29ページの8に「受講申込と受講あっせんの受付」という項目がありまして、まず、受講しようとする者は、受託者宛てに受講の申し込みを行う。(2)のところは本人と面談を行った上で、適性、必要性を判断する。その次の(3)が、安定所の長は、適当である者について受講あっせんをして、安定所のほうで受講者として決定をするという流れがここに書かれております。

○内田室長 ただ、フローチャートに、そういう流れであれば、書いたほうがいいのではないかということですよ。

○辻専門委員 そうですね。

○日原係長 フローチャートは、⑤番の受講者の認定というところが今お話した流れを示しているのですけれども。

○辻専門委員 この辺り、より見やすい図とかがもし思いついたら、書いていただければと思います。

○日原係長 わかりました。

○辻専門委員 それから、すみません、引き続きよろしいですか。

本件は、つまり、職についていない方を探してきた上で、適性を一生懸命一緒に考えてあげて、あなたはこういう資格、こういう勉強をなさったほうがいいですよ。最近はこの資格がなかなか人手不足なので、多分就職に結びつきますから頑張りましょうとかと説得した上で、研修を受けていただくと。研修を受けていただくときには、特に自前でやる必要はなくて、外部業者と契約を結んで、外部業者に鍛えてもらうということもありませんですよ。

○日原係長 はい。

○辻専門委員 今回の事業の質、クオリティを把握する指標としてアンケートとあったと思うのですけれども、アンケートの評価の対象になるのは、講習の内容なのか、それとも、受託団体が一生懸命カウンセリングをしてくれたことなのか、両方含んでいますか、それとも一方だけですか。

○日原係長 このアンケートでとっているのは、受けた講習で身につけた技能がその後の就職に役立つものかどうかということ聞いております。

○辻専門委員 講習を受けて、身につけた技能の内容が役立ったかどうかなんですか。

○日原係長 はい。

○辻専門委員 講習の内容がわかりやすかったかどうかではなくて。

○日原係長 ということではなくて、その後の就職活動に役に立つかどうかということを知りたいです。

○辻専門委員 わかりました。

ちなみに、このアンケートですけれども、事業者さんが自分でお客さんにアンケートをとって、お客さんからもらって、自分で集計したのを厚生労働省さんに報告するという理解で合っていますか。

○日原係長 はい、そうです。

○辻専門委員 あと、これは今回の事業だけにかかわるものではないのですけれども、なかなか結果が見えにくい事業については、満足度アンケートをとってクオリティを図ることが多々見られるところなのですが、そういう場合、受託事業者さんのほうで結構恣意的に自分で都合のいいことを書いてしまうとかという方法もあり得ると思うのですね。そこで、性悪説に立って、事業者さんが不正を行えないような仕組みを何か工夫をしていただければと思います。こちらでも御提案申し上げたいと思います。

○日原係長 おっしゃるような懸念は確かにあると思います。そういったことを防ぐために監査を行うことにしております。実際、受託団体のほうに出向いて行って、いろいろな書類をチェックするのですけれども、その中で、虚偽の報告をしていないかということで、団体のほうに残っているデータと厚生労働省に上がってきた報告のデータを突合したりして、そういった不正が起こっていないかどうかという観点でチェックはしているところなんです。

○辻専門委員 監査は具体的にどうやるのでしょうか。事業者のところに保管しているアンケート用紙を見て、報告の内容と照らし合わせるというイメージですか。

○日原係長 そうですね。全部見るわけにはいかないんで、サンプル的にどこかの月の分を見せてもらって照合しています。

○辻専門委員 ただ、その方法ですと、アンケート用紙自体が偽造された場合には対応できないという理解で合っていますか。

○日原係長 そうですね。

○辻専門委員 お客さんが書いたのではなくて、事業者さんの従業員の方が勝手に書いてしまったというケースは。

○日原係長 それは、その確認の方法では見抜けないと思います。

○辻専門委員 わかりました。

それから、先ほど少しだけ伺った記憶があるのですけれども、今回の講習というのは、いろいろな資格系、危険物取扱とか、玉掛とか、いろいろ聞いた記憶があるのですけれども、先ほど講習期間が半年にはなっているのだけれども、数日間のものが多いということを知りたい記憶があるのですが、それは合っていますでしょうか。

○日原係長 そうですね。実際、今行われているものは、数日、1週間ぐらいのものが大半です。

○辻専門委員 1週間ぐらいの研修というのは、例えばどこかのメニューに、玉掛、危険物とかというメニューがあったところなんですけれども、1週間程度でそういう資格の勉強ができるとは思えないのですが、具体的にどんなことをなさるのでしょうか。

○日原係長 玉掛であれば、実際、クレーン車の玉掛作業をやったりとか、あと、座学の部分もあるので、大体3日から1週間ぐらいで技能講習の修了証というのが発行されて、それを持っていけば、建設現場なんかでそういう作業につくことができるというものです。

○辻専門委員 じゃ、実際、ここに書かれているフォークリフトとか、こういうメニューは、1～2週間ぐらいで取れてしまうものが多いんですね。

○日原係長 はい。

○辻専門委員 なるほど。

○浅羽副主査 今のお話ですと、例えば、普通自動車とか大型自動車なんていうのは、とてもそれでは取れないように思うのですけれども、それはまた別なんですか。

○日原係長 大型自動車なんかは1カ月ぐらいはかかるので、それは比較的長いケースなのですけれども、件数としてはすごく少なくて、おおむね1週間ぐらいの講習が大半を占めているという状況です。

○辻専門委員 新規の事業、今まで民間さんがこの事業を担っていたのでしょうか。

○日原係長 はい。

○辻専門委員 差し支えなければ、どのような業態の業者さんでしょうか。

○日原係長 現在受けているところだと7団体ですと、そのうちのNPO法人が2つですね。それから、自治体が所管している公益法人が3団体。あと、合同会社が1つと、株式会社が1つです。

○辻専門委員 実際、玉掛とかの講習を行っているのは、通常、民間の予備校みたいなものがあるんですか。

○日原係長 そうですね。建設機械のメーカーなどがこういう講習をできるような施設を持っておりまして、そういうところを活用して受講してもらっております。

○辻専門委員 ちなみに、この事業のポイント、肝は何かというと、仕事を求めている方が自分で自発的にこの資格が欲しいなと思って、そういう予備校に出かけて行って、僕はこういう困窮状態なので、補助金をくださいという方法もほかの方法としてあり得ると思うんですよ。ところが、この事業の肝というのは、そもそも自分がどんな資格を取ればいいかわからないという人に対して、一生懸命インタビューしてあげて、あなたはこういう資格を取ったほうがいいですよという部分に、肝というか、付加価値があるというか、そういう理解で合っていますか。

○日原係長 そうですね。相談をしていく中で、その方が持っている技能とか体力とか、そういったことから、どういう講習を受講するのが適当であるかというのをカウンセリングするような形にもなっておりますので、そういった部分も付加価値としてあると思いま

す。

○辻専門委員 タイトルだけ見て、講習事業とあるので、講習を実施すればいいのかなと初め思ってしまったのですが、実は講習という柱と、あともう一個大事なものは、入り口部分で、どんな講習を受ければいいのかという部分のカウンセリングがすごく2本目の柱として大事なんですかね。

○日原係長 そうです。メインは、その地域で求められる技能を身につけるための講習を実施するというところですけども、その前段階で、それにふさわしい人を集めてきて、人選してということと、あと、出口の部分で、ハローワークと連携して就職に向けた支援をするというようなところまで、この事業の中で想定しております。

○辻専門委員 御提案ですけども、3ページの「事業の目的」という部分なんですけども、多分このブロックをよく見れば、今の内容は分かるかもしれないんですけども、項目を分けてしまって、1個目はカウンセリング業務と、2個目は効果的な研修業務とかというふうにしてやると、受託事業者候補者の方もどんなことが求められているのかという部分がわかりやすいかもしれませんので、御検討いただければと思います。

○日原係長 わかりました。

○辻専門委員 私からは以上です。

○尾花主査 何点か教えてください。

別紙3、55ページの「3その他」。実績要件のところなんですけども、(1)では、国または地方公共団体から「対象者」に係る支援事業を受託し、成果をあげた実績があるかどうかとあって、過去の実績を聞き、(2)では、平成27年に、また対象者に係る支援事業の実績を聞いているように読めるのですが、この2つの項目の関係を教えてください。

○日原係長 (1)のほうは、国か自治体から受託して行った事業の実績を問うものでして、(2)のほうは、受託事業ではなくて、法人が独自の事業として実施している事業の実績を聞くものですので、(1)が受託事業の実績、(2)が自主事業、自分のところでやっている事業の実績を聞いているものです。

○尾花主査 そういたしますと、本事業の現在の受託者7団体で評価されるのは、(1)で実績が評価されるという理解ですか。

○日原係長 はい、そうです。

○尾花主査 (2)では、受託事業以外で何かある場合には評価しますよということなんですか。

○日原係長 そうですね。受託事業以外でホームレスの方の支援事業などをやっているものがあれば、それを評価するという項目です。

○尾花主査 なるほど。そのときの(2)の記載なんですけども、最後のほうの「対象者に係る支援事業の実施状況から推定する」と書かれている点が、評価基準として書きぶりとしてどうなのだろうかかなと思ったのですが。

○日原係長 企画書のほうに、実施している事業の実績なんかを書かせて、それをもって

そういうノウハウを持っているかどうかということ推しはかるという意味でこういう表現になっているのですけれども。

○内田室長 ちょっと考えます。

○尾花主査 では、15ページの引き継ぎのところを伺いたいのですが、「受託者は、本事業の契約期間が開始する前に、本事業を行っている者から、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引き継ぎを受けること。当該引き継ぎに要する費用は受託者の負担とし」、「受託者の負担とし」というのは、委託費として計上してはいけないという意味でとればいいでしょうか。

○日原係長 そうですね。これは、受託者が事業を受ける前の話ですので、その部分については委託費からの支出はできないということになります。

○尾花主査 では、「また」以下を見させていただきますと、「本事業の契約期間が終了する際、本事業を引き継ぐ者に対し、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引き継ぎを行うこと。当該引き継ぎに要する費用は、引き継ぎを受ける事業者の負担とし」と、またこの表現があるのですが、この引き継ぎをしてあげる既存の業者の行為というのもどのように考えればいいのでしょうか。

○日原係長 今受けている事業者のほうに発生する費用がどうかということですか。

○尾花主査 はい。

○日原係長 それについては明確には書いていないですけれども、それによって何らかの費用が発生するのであれば、その年度の委託費から支出することは可能と考えます。

○尾花主査 なるほど。この引き継ぎ方法で書きたいことは、事前の準備なので、新しく引き継ぐ方は委託費として計上してはいけませんよというメッセージになるのでしょうか。

○日原係長 契約期間の前になりますので、その間に行った、例えば出張する旅費とか、そういったものは委託費からは支出できませんということです。

○尾花主査 わかりました。

あと、本件の評価の実施前ということで、なかなかこれから申し上げる質問は難しいかと思うのですが、7団体が応札できるのに、7つの事業、それぞれ一つずつしか入札しない理由というのは、御省として何か。

○日原係長 結果的に7区分全て1者応札になったのですけれども、入札説明会を2月に行っておりますが、そこには結果的に受託した7団体のほかに4つぐらい来られて、結果的に入札のほうには参加されなかったのですけれども、話を聞くと、ホームレスとか日雇労働者とか、特殊な属性の方たちなので、日ごろからそういう方たちと接していないと、募集とか人選とか、そういった部分が難しいのではないかという事業者もありましたし、あとは、今回の入札には参加しなかったのですけれども、事業を実施することについては前向きに考えたいというようなことで、次回以降の入札には前向きに検討してくれるというような感触の事業者もありましたので、そういったところに今後も入札の情報提供をして、応札参加してもらえるようにしてまいりたいと思っております。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○尾花主査 なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室、法務省入室）

○尾花主査 お待たせして申しわけございません。

続いて、法務省の「刑事施設の運營業務」の事業評価（案）について審議を始めたいと思います。

最初に、法務省矯正局成人矯正課柿添企画官より、事業の実施状況について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いします。

○柿添企画官 法務省矯正局成人矯正課の柿添と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

順を追って説明させていただきたいと思います。

まず一番目の「事業の概要」についてです。

委託業務につきましては、静岡刑務所及び笠松刑務所における総務業務及び警備業務と、それから、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の3施設における作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務の2つの入札単位で入札を実施しております。

事業実施期間は、平成22年4月28日から平成29年3月31日までの7年間でございます。

民間事業者は、まず、総務業務及び警備業務につきましては、株式会社アール・エス・シーが中心となる企業グループ、そして、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務につきましては、三井物産株式会社が中心となる企業グループが業務を実施してございます。

受託事業者決定の経緯につきましては、総務業務及び警備業務につきましては、入札参加者は3者あり、いずれも入札参加資格を満たしてございましたが、後日、2者が入札を辞退いたしまして、平成22年4月1日に開札を行ったところ、株式会社アール・エス・シ

ーグループは予定価格の範囲内だったため、同社が受託者となりました。

また、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務につきましては、入札参加者は3者であり、いずれも入札参加資格を満たしてございましたが、後日、1者が入札を辞退し、平成22年4月1日に開札を行ったところ、予定価格の範囲内でありましたのが三井物産株式会社グループのみであったため、同社が受託者となりました。

次に、2番目ですが、「確保されるべき対象公共サービスの質の確保の状況及び評価」についてでございます。

確保されるべき対象公共サービスの質として設定した項目については、おおむね達成されてございまして、逃走、暴動、自殺、火災、施設の警備体制の保安情報とか、被収容者の個人情報の漏えいなど、刑事施設の運営の根幹にかかわる重大な事項については、実施期間中1度も発生してございません。

ただし、領置物品、これは収容者の持ち物を預かるのですけれども、領置物品の汚損等の事案が3件、領置物品等を誤って交付してしまった、誤交付と言うのですけれども、誤交付が20件、それから、刑務所はあちこちに鍵があるのですけれども、施錠確認等の疎漏等の事案が2件、それから、信書の検査、これは外部からの手紙等でございますけれども、信書の検査が受付日のうちに処理終了できなかった事案が1件、それから、各種システム入力等の過誤事案が1件発生してございます。

これらの事案につきましては、いずれも直ちに是正措置を講じておりまして、実害は生じてございません。

民間事業者からの提案に関する実施状況につきましては、まず1番目に運転業務について、平日の夜間及び休日に緊急の対応を可能といたしました。総務業務でございます。

2番目が、各種システム、警備システムなどの状況を日常的に点検いたしまして、障害発生を未然に防止するとともに、障害発生時の運用マニュアルを整備し、障害発生を想定した研修を年2回実施してございます。これは警備業務でございます。

3番目に、総合商社のネットワークを活用して作業受注活動を行い、社会貢献的作業として介護施設で使用する車椅子の清掃作業を導入いたしました。これは作業業務でございます。

4番目が、職業訓練と就労支援の連携に資するため、職業フォーラムという行事なんですけれども、構築しまして、職業訓練に関連する企業を参加させました。これは職業訓練業務でございます。

5つ目として、担当企業が保有するメニューの中から、季節感とか地域特性等を意識した献立を作成しました。これは職業訓練業務、給食業務についてでございます。

それから、各種一般改善指導のプログラムを実施したほか、心のトレーニングなど、全被収容者を対象としたワークブック形式の教育を実施いたしました。これは教育業務でございます。

最後に、各施設にキャリアコンサルタント等を配置または派遣し、職業フォーラムと連

携した就労支援を実施いたしました。これは分類業務でございます。

このようなさまざまな改善提案がなされ、実施されてございます。

また、今回の評価に当たっては、法務省矯正局に有識者7名からなる有識者会議である刑事施設の運營業務にかかわる官民競争入札及び民間競争入札事業拡大措置検討委員会を設置いたしまして、本事業の評価を行ってございます。

同委員会からは、一部に複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど、刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが適当な業務、例えば、受刑者等の刑期計算を伴う名籍業務とか、刑務所特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮できていない業務として作業の受注業務があると認められたものの、本事業全体としましては、入札実施要領において示された目的を達成し、入札当時に期待した成果が得られているものと評価を受けました。

このようなことから、本事業全体としましては、各業務とも確保すべき水準に対し、適切に業務が実施されているとともに、誠実な対応がなされているものと評価できるものと考えてございます。

3番目に「実施経費の状況及び評価」についてでございます。

まず「総務業務及び警備業務」につきましては、市場化テスト実施前の平成19年度及び平成20年度までの2カ年、平均経費の3億3,212万円と比較した結果、業務全体としまして、年平均で693万円の削減、率にしまして2.1%の削減となっております。

また、「作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務」につきましては、給食業務に係る費用等事業費の支払い方法に一部実績払いが導入されていることから、実際の支払金額と単純に比較することはできないため、実績払いの部分の金額を平成19年度及び平成22年度の水準であったと仮定して試算した金額と比較したところ、市場化テスト実施前の平成19年度及び平成20年度までの2カ年平均、これは従来経費としてですけれども、これと比較した場合、業務全体として年平均58,287,000円、率にいたしまして4.5%の削減となっております。

4番目としまして「評価のまとめ」でございますが、本事業は、競争の入札による公共サービスの改革に関する法律第33条の3に基づき、いわゆる特定業務を含めた委託を実施してきたところですが、各業務についてはおおむね適正に履行されるなど、公共サービスの質は維持され、また、経費削減の点においても効果を上げていると評価することができると思われます。

一方で、一部に、複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが相当な業務、刑期計算を伴う名籍業務とか、刑事施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮できていない業務、先ほど申しました作業受注業務であります。があることも認められますので、より多くの民間事業者の参入を促す観点からも、委託のあり方について見直しが不可欠であると考えております。

したがって、今後につきましては、事業の内容を精査しつつ、本事業の同程度の事

業規模で委託の継続を検討することとし、引き続き公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることとしたいと考えてございます。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。

なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局より御報告申し上げます。

資料C「民間競争入札実施事業『刑事施設における運營業務』の評価について（案）」をご覧ください。

まず、1ページ目、「事業の概要等」でございますが、こちら、ただいま法務省様から御説明がございましたので、割愛させていただければと思います。詳しくはペーパーをご覧ください。

3ページ目の「受託事業者決定の経緯」でございますが、こちらも法務省様から御説明がございましたけれども、総務業務、警備業務につきましては、最終的に1者、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務につきましては、最終的に2者が入札に参加したということでございます。

「3. 28年度以降の事業について」でございますが、今年7月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針におきましての記載でございますけれども、「職業訓練業務や教育業務について、『刑事施設の運營業務』並びにその実施状況等を踏まえ拡大を行っている『刑事施設における総務業務』及び『刑事施設における被収容者に対する給食業務』の民間競争入札及び事業実施状況等を踏まえ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について検討する。」とされているところでございます。

その下のⅡの「評価」についてでございます。こちらの評価の内容につきましても法務省様からの御報告と重複いたしますので、口頭での説明は割愛させていただければと存じます。

6ページ目の「(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」でございます。こちら法務省様から詳細な御説明がありましたけれども、多くの取り組みを実施していただいております。運転業務につきましては、緊急時の対応を可能とした。また、各システムの状態を日常的に点検する等の機能を果たした。総合商社のネットワーク等を活用しての作業受注活動、職業訓練と就労を連携するための職業フォーラム実施等といったさまざまな提案がなされたということでございます。

「その他」になりますけれども、こちらは法務省様から御説明がありましたが、もとより刑事施設の運營業務というところで特殊な業務がございますが、おおむね各業務につきましては適正に履行されていると評価される一方、複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが適当な業務や、刑事

施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮できていない業務があるものと認められたところでございます。

「3. 実施経費」でございます。

まず、総務業務、警備業務につきましては、事業前後の比較といたしまして、額にして約693万円、率にして2.1%、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務につきましては、額にして約5829万円、率にして4.5%の削減が認められたところでございます。

最後のページ、4の「評価のまとめ」でございます。

事業の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、おおむね目標を達成しているものと評価ができます。

また、民間事業者の改善提案により、総務業務及び警備業務、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務、それぞれにおいてさまざまな具体的な改善策が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費につきましても、総務業務及び経理業務におきましては、2.1%、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務においては4.5%の経費削減が図られており、公共サービスの質の向上、経費削減の双方の実現が達成されたと評価できます。

一方で、複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが適当な業務や、刑事施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮できていない業務があるものと認められました。

「5. 今後の方針」でございます。

本事業は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の3に基づき、いわゆる特定業務を含めた事業であることから、引き続き法の対象事業として実施することとなります。

一方で、前述のとおり、複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど、刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが適当な業務や、刑事施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮していない業務があるものと認められ、多くの民間事業者の参入を促す観点からも、委託のあり方について見直しが不可欠であり、引き続き事業の内容を精査しつつ、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていただきたいと考えております。

事務局からの報告は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○辻専門委員 御説明どうもありがとうございました。

資料3の10ページ目でございます。先ほど口頭で伺ったかもしれませんが、すみません、聞き逃したかもしれませんので、再度お尋ね申し上げます。

10ページの真ん中辺りです。「刑事施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発

揮できていない業務（作業受注業務）」ということが書かれているのですが、具体的にどんなものがどんな理由でノウハウが十分発揮できていないのか、もう一度伺ってもよろしいでしょうか。

○柿添企画官 民間企業のネットワークを活用してさまざまな作業を提案していただくのですけれども、いかんせん刑務所でございますので、彼らは、一日の生活の時間を定められ、日常の動作時限と言うのですけれども、これによって生活していますので、なかなか時間を仕事に応じて融通することができないというようなこともありますし、また、受刑者もいろいろいまして、仕事のできる人もいれば、できない人もいて、できない人に対しても作業をやらせなければいけないものですから、そういったように、安定的に作業を提供していただく業者さんに応じてその作業をすることができない部分がございます、そういったことで、刑務所として応じることができず、なかなかマッチングしないというところがございます。

○辻専門委員 作業業務、刑務作業をさせるに当たって、刑務作業の中身ですね。仕事をもたらってくる必要があるのですけれども、そのときに、仕事のクオリティーとか納期とか、いろいろな問題があって、なかなか民間事業者が普通にやるような感じで仕事をもたらってきて刑務作業をさせることが困難であるという理解で合っていますか。

○柿添企画官 はい。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○浅羽副主査 御説明ありがとうございました。

いろいろといい例のほうの話、提案でうまくいっているというような話があるのですけれども、これらは民間事業者の提案によってうまくいっている例ということなんですが、この提案は全て入札の段階で出てきたものなのか、それとも受託している中で出てきたものなのか、あるいは、もし途中でというようなことがあるならば、その発意のものが100%民間によるものなのか、それとも、刑務所の刑務官の方などからのアドバイスもあってやったものなども含まれるのかといったようなことについて、教えていただけないでしょうか。

○松本専門官 基本的には、提案の際に、入札の際の提案であった事項について、今回、報告書に記載させていただいております。

○浅羽副主査 では、そのまま提案のものがうまくいったと。

○松本専門官 はい。

○浅羽副主査 先ほど辻委員から質問のあった作業業務に関しては、提案であったけれども、うまくいかなかったというようなことの理解でよろしいでしょうか。

○松本専門官 はい。作業受注業務につきましては、先ほど御説明したとおりですけれども、社会貢献的作業として車椅子の清掃作業等を取ってきていただいているのですが、全体として受注業務は少しうまくいかないところもあったということです。

○浅羽副主査 ちなみに、とてもこれは大変だろうと直感的に思ったのは、刑期計算を

伴う名籍業務なども提案の中にあっただけですか。

○柿添企画官 これはもともと業務内容の方に入っているものです。

○浅羽副主査 業務内容のほうに入っていたんですか。提案ではなくて。

○柿添企画官 はい。

○浅羽副主査 かしこまりました。ありがとうございます。

○辻専門委員 同じく資料3の5ページ目の上のほう、「教育業務」というものがござい
ます。そこに、全受刑者が在所期間中に1科目以上の改善指導等を受けることというこ
とが書いてあって、受講することができるような必要な科目を提供していたという評価がな
されているのですが、「受講することができるような」とかという言い回しを拝見いたし
ますと、これは実際に全受刑者が1科目以上の指導を受講していたのか、それとも、受講
ということではできなかったけれども、条件的に見て受講することができるような必要
な科目を提供したという評価がなされたとか、いずれなんでしょうか。

○柿添企画官 基本的に全受刑者が受講するべく提案していただいたのですが、中
には受けられない人もいたりしまして、もともと全くそういうのは受け付けない人もおり
ますし、また、いろいろ規律違反なんかを犯して、そういう機会がなかなかマッチングし
なかったという人も一部いるのはいます。

○辻専門委員 それから、カラー刷りの委員限りの資料でございますけれども、「教育・
分類」ということがあって、私もこの事業、昔、関心を持っていて見たことがあって、特
にアディクションコントロールとかという部分、すばらしいなと思っています。特に薬物
依存症の受刑者の方にはたくさんどうぞございまして、多分単純に刑務所に入れるだけではな
くて、アディクションのコントロールの教育の部分がすごく大事なんだなと個人的にも考
えていたので、これはすごくいい試みだなと思っていたのですが、アディクション
コントロールについて、特段こちらの実施状況の報告には何か書かれているところはある
のでしょうか。

○松本専門官 アディクションコントロールにつきましては、それを特に取り上げて今回
報告書に記載している部分ではございません。ただ、各種一般改善指導のプログラムに入り
ますので、このようなプログラムを実施していただいたということで、6ページの一番下
の教育業務のところには、一般的に記載させていただいております。

○辻専門委員 これは6ページの下から始まって、「こころのトレーニング」とかワーク
ブックを実施して、一部科目について効果検証を実施なさって、成果も公表なさっている
んですか。

○松本専門官 カラー刷りのもので言いますと、一番右側のファンダメンタルプログラム
というところでワークブック形式のプログラムとして「こころのトレーニング」「わくわ
く仕事ワーク」というプログラムがございまして、これにつきましては、民間事業者が大
学等の先生と協力して効果検証をしていただいております。

○辻専門委員 「ファンダメンタルプログラム」という名称なんですけれども、これは冊

子を配付なさったという意味合いですか。それとも、冊子をつくった上で内部で何か研修会をやったとかという趣旨なんでしょうか。

○松本専門官 これは、民間事業者が提供していますワークブック形式のもので、冊子状のものを使用して受刑者に実施させるというようなもので、全受刑者を対象として実施させているものです。

○辻専門委員 何か研修会のようなもののイメージですか。実施させるというのは。

○柿添企画官 ワークブックにより各自で自習させるんですね。教育の時間に。例えば教室の中でありませうか。

○辻専門委員 教材を与えられて、自分で読みながら書き込んだりとか、そういう意味合いですか。

○柿添企画官 はい。

○辻専門委員 なるほど。わかりました。

同じく7ページ目の「オ 分類業務」なんですけれども、刑務所を出てから働き口がないと、また再犯を犯すという方はたくさん多うございますけれども、キャリアコンサルタントを配置して、職業訓練、就労支援されて、非常にいい試みだと思っているのですけれども、就労支援を実施したという部分、具体的な中身とかというのは、回数とか、対象人数とか、そのあたりは公表とかなさっているのでしょうか。

○松本専門官 今回の評価に当たって、有識者会議を設置して検証をしていただいておりますが、その報告書を提出していただいております。それをホームページ上に公表しておりますが、その中に就労支援、職業フォーラムの実施状況ということで資料も添付しております。

○辻専門委員 その資料は検索すれば見られるような感じなんですか。

○松本専門官 法務省のホームページに掲載しています。

○辻専門委員 ちなみに、資料の名前とかは今わかりますか。

○松本専門官 「刑事施設の運營業務に係る官民競争入札及び民間競争入札事業拡大措置検討委員会報告書」です。

○辻専門委員 その名前で検索すれば、それが見られるわけですね。

○松本専門官 はい。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 1点だけお知らせください。

本事業は、刑務所という御省の施設内に業者に入っていて、かつ、刑務所内の刑務官とその他の方たちと協力しながら実施するという試みの事業で、施設のにも人的にも、この事業をやることによって、御省自体の負担が非常に大きかったとか、それはそうでもなかったとか、そういうことはどんな評価をされているのでしょうか。

○柿添企画官 国側の負担ということですか。

○尾花主査 外部の人を閉鎖的な場所に入れることにより、御省として何か非常に苦勞し

た点があるとか、そういうことは、仕様書等でうまく書くことによって何ら問題なくクリアできて非常にうまくいったと評価されているのかというところなんです。

○柿添企画官 刑務所の中、外の庁舎は別としまして、収容区域と言いまして、中というのは刑務官以外は自分で自由に歩くことはできませんので、その中に民間の人を入れるとなると、必ず目的のところまで刑務官が連れていかなければいけないですし、収容者と接する場面であれば、ある意味危のうございますので、刑務官が立たなければいけないというようなところはありまして、そういうのは民間の人を入れるに当たっては当然の前提となりますので、それをしないと事業として成り立たない部分もございますので、それは当然として受けとめております。

○尾花主査 そういう増加分の御省側の労力に増す、それを超えるような実績があったというような評価をされておられますか。

○柿添企画官 そういふことでございます。たとえそのような手間がかかったとしても、それ以上得るものがあるといえますか。

○尾花主査 という意味でいくと、非常に成功した事業だという評価をされているということによろしいですか。

○柿添企画官 はい。

○尾花主査 わかりました。

ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。